

# 物価高騰対策生活支援事業のご案内

- この事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、**住民税非課税世帯**を対象に**1世帯あたり**に**3万円分の商品券**を給付するものです。（確認日時点で町外に居住している方のみ口座振込を選択することも可能）
- 受給するためには、**手続きが必要**です。

## 支給額

1世帯あたり **3万円** + こども加算(こども1人あたり **2万円**)

## 支給対象・手続方法

**支給対象世帯** 次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる世帯

**世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。**

世帯の中に住民税が課税されている方からの扶養を受けている方がいたとしても、それが世帯全員でなければ支給対象となります。

### 支給対象(1)

基準日(令和6年12月13日)時点で  
河津町に住民登録があり、  
世帯全員の令和6年度の  
**住民税が非課税**の世帯

### 支給対象(2)

- ・ DV等避難世帯
- ・ 死亡、離婚等による非課税世帯
- ・ 課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

河津町から確認書が届きます。

書類に記載された



期限までに

返送が必要です

**申請が必要です**



申請期間

令和7年4月7日(月)から  
令和7年5月30日(金)まで

支給手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

